

平成28年 3 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年 3 月25日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

荒 川 由美子	委員長
三 浦 溥太郎	委員長職務代理者
森 武 洋	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	草 野 純 也
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 7 名

5 議題及び議事の概要

○ 議事説明員紹介

○ 小柳委員就任挨拶

3月1日に委員の任命を受けました小柳でございます。3月1日以来、委員の研究会議にも出させていただいたり、個別にお話しさせていただいた職員の方もいらっしゃいますが、本日、初めて定例会議に出席させていただきました。事前に資料を受け取り、拝見させていただきましたが、本当に多くの課題、難しい課題を、皆さんが一生懸命取り組まれていらっしゃるということに、頭が下がる思いでございます。

私は、教育行政に携わるのは初めての経験でございますので、皆様に色々と教えて頂きながら、子どもたちのために、少しでも良い教育環境を実現できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 委員長 開会を宣言

○ 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

○ 日程第4 議案第11号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 平成28年2月12日に提出された請願『大楠幼稚園の廃止の撤回と、大楠地区の子ども子育て環境の充実を求める請願』については、請願者の意向も踏まえ、調整した結果、次回4月定例会で審議することを決定。

○ 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年2月6日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、先月に引き続いて、インフルエンザによる学級閉鎖の状況からです。

今シーズンのインフルエンザによる学級閉鎖は、昨年12月16日の小学校での措置を初発に、これまで50校、延べ230学級で措置がとられました。昨日の24日時点では、1校2学級で措置されています。ちなみに、昨シーズンは初発が10月28日で、累計では58校、延べ270学級の措置がありました。

今シーズンの学級閉鎖の措置がとられた学校、学級数は、昨シーズンより減

少しています。これは、昨シーズン、中学校で17校措置されましたが、今シーズンは9校の措置と減少したことによります。なお、小学校では、昨シーズンとほぼ同数の学校での措置となっております。

この時期、各学校現場では、各種の年間行事等も終了し、年度末に向けて仕上げの授業等を行ってまいりました。3月4日には、本年度最後の市立学校長会議において、現年度の点検と、次年度に向けての準備を怠らないよう訓示をいたしました。

次に卒業式です。3月1日の総合高校を皮切りに、17日、18日の小学校を最後に、市立学校75校・園の卒業式が全て終了し、卒業生が新たな道へと進んでいきました。委員の皆様にもご参列をいただきましてありがとうございました。4月からのそれぞれの小学生、中学生、高校生、大学生、社会人としての新たな生活が充実したものとなるよう祈っているところでございます。

なお、社会教育施設の展示では、前回定例会で報告したとおり、博物館では企画展示「土・石・木 器のかたち—いれものからみる横須賀の歴史—」が、美術館では、本年度最後の企画展として「嶋田しづ・磯見輝夫展—色彩とモノクローム—」が開催されております。中央・北・南の3図書館では、防災に焦点を当てた課題解決コーナーを1月29日から3月16日まで設置をして、関連行事などを行ってまいりました。

次に、2月17日から本日3月25日まで、38日間の会期で開催されている市議会第1回定例会についてです。

平成28年度予算審議を中心に、本会議における代表質問、個人質問、また予算決算常任委員会及び同分科会や教育福祉常任委員会で審議を重ねてまいりました。本日、最終日25日の本会議において、平成28年度予算や、改正条例が確定することになります。

最後に、教職員の新規採用状況についてです。

3月11日金曜日に新規採用教職員及び管外採用教職員の説明会を行いました。本年度末の退職者が114名と多数に及ぶこととなり、平成28年度は96名の新規採用者及び8名の管外採用者を迎える予定です。

教育公務員としての自覚を持ち、児童・生徒はもちろん、保護者や地域からも信頼される教職員となるよう研修等も一段と充実させ、人材育成に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第8号『教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則中改正について』

日程第2 議案第9号『市立学校公文書管理規程中改正について』

委員長 一括議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第8号及び議案第9号について、あわせて説明をさせていただきます。

本件は、行政不服審査法の改正、また同法の改正に伴い、本市の情報公開条例が改正されたことなどにより、教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則及び市立学校公文書管理規程を改正しようとするものでございます。

初めに、議案第8号『教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則中改正について』説明いたします。

恐れ入りますが、議案第8号をご用意いただき、3ページをお開きください。

こちらの改正案の朱書きにより説明させていただきます。

これは、「情報公開条例」の名称が「横須賀市情報公開条例」に、また「情報公開条例施行規則」の名称が「横須賀市情報公開条例施行規則」に改正されましたので、規則中の条例名及び規則名を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号『市立学校公文書管理規程中改正について』説明いたします。

議案第9号をご用意いただき、3ページをお開きください。改正案の朱書きによりご説明させていただきます。改正内容ですが、こちら「情報公開条例」の名称が「横須賀市情報公開条例」に改正されましたので、規程中の条例名を改正するものです。

また、行政不服審査法の改正により、不服申し立ての手續のうち、「異議申し立て」を廃止し、「審査請求」に一元化されたため、条文中の「不服申し立て」という文言について「審査請求」に改正するものでございます。

そのほか、引用条文のずれを修正するため、所要の条文整備を行うものです。

なお、行政不服審査法の改正につきましては、平成28年4月1日より適用されますので、施行日の前日までにされた不服申し立てに係る公文書については、なお従前の例によるものとするよう附則を定めるものでございます。

また両議案とも、施行日は平成28年4月1日を予定しております。

以上で、議案第8号及び9号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(質問なし)

討論なく、採決の結果、議案第8号及び議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第10号『横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第10号『横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則中改正について』をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。こちらの規則改正は、地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行うものであります。

地方公務員法の改正により、能力と実績に基づいて人事管理を行うため、人事評価制度を導入する旨が盛り込まれたことにより、題名を「横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則」から、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評定に関する規則」に改め、市立幼稚園に係る人事評価に関する事項を追加するなど、所要の条文整備を行うものであります。

なお、施行日は公布の日、4月1日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

(森武委員)

これまでの勤務評定は、市立高等学校に限っていたものが、今回から法律の改正によって対象を広げるということで、市立幼稚園にも対象を広げる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(教職員課長)

従来も市立幼稚園の職員についても実施はしておりました。

(森武委員)

そうしますと今回、「市立高等学校の」というところを「市立高等学校及び市立幼稚園」にと変えられるというのは、どういう理由なのでしょうか。

(教職員課長)

これまでは、名称のとおり幼稚園が入っておりませんでしたので、この条例改正に伴いまして、幼稚園も追加で記載させていただくことになりました。

(森武委員)

すみません。ちょっと私は理解ができなかったのですが、そうしますと、今までは勤務評定はされていたけれども、この規則に基づかなかったものを、今回からこの規則に基づいてやられるということなのか、あるいはもともとこの規則に基づいて市立幼稚園もやられていたのかというのは、どちらなのでしょう。

(教職員課長)

もともと実施はしておりました。

(森武委員)

そうすると、これまではこの規則ではない別のものに基づいてやられたという理解でよろしいわけでしょうか。

(教職員課長)

本市の幼稚園の教育職員につきましても、先ほど申しました、従前からの総合高校の教育職員と同様に、神奈川県に準じた人事評価制度は実施しておったのですが、このときに関する規則が定められておりませんでしたので、この地方公務員法の改正にあわせて、条文整理を行って定めるということにいたしました。

(森武委員)

はい、わかりました。

(三浦委員)

ちょっと勘違いしていたかもしれませんが、今までもこの横須賀市立高等学校の教職員の勤務成績の評定に関する規則の中で、市立幼稚園の教職員の給与等に関する条例というのもあったわけですよね、その中に。この3ページのところを見ますとそうなっていますので。

表向きは高等学校だけだったのですが、その中に「市立幼稚園の教職員」という文言入っていますので。だから、この条例の中でやっていたのでは

ないでしょうか。

(教職員課長)

従来も市立幼稚園につきましては、先ほどから申しましたように、人事評価、実施はしていたのですが、こちらの３ページの今ご指摘いただきましたように、「横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則」という文言になっておりましたので、ここを整備させていただきました。

討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第５ 議案第12号『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』

日程第６ 議案第13号『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』

日程第７ 議案第14号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

報告事項（４）『教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

報告事項（５）『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

委員長 一括議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第12号『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』、議案第13号『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』、及び議案第14号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則

中改正)』。まず、こちらをご説明いたします。

初めに、議案第12号を説明いたします。

1 ページをご覧ください。こちらの「臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）」は、本市教育職員の平成27年度の給与改定の実施に係る事務を教育長の臨時代理により執行し、2月17日に市議会に議案として提出いたしましたことを、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認をいただくものでございます。

なお、こちらの議案は、3月1日の本会議にて可決されております。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

こちらの条例改正は、本市一般職員が平成27年人事院勧告に準じて、給料月額を引き上げ改定することに伴い、本市教育職員につきましても、平成27年神奈川県人事委員会勧告に準拠した額で給料月額を引き上げるため、教育職給料表及び中学校任期付教育職給料表に係る別表第1及び別表第2を改正するものであります。別表第1及び別表第2につきましては、2 ページから11 ページに表記してございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。改正附則1 についてであります、この改正後の条例を公布の日から施行し、平成27年4月1日にさかのぼって適用することを定めるものであります。

続いて、12 ページをご覧ください。改正附則2 についてであります、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いである旨を定めたものであります。

以上で、議案第12号の説明を終えさせていただきます。

続きまして、議案13号の前に、申しわけございません、先に議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号の1 ページをご覧ください。

こちらの『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』は、さきにご説明いたしました「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案」が3月1日に可決されたことに伴い、教育職員手当等支給規則を改正することを、教育長の臨時代理により執行したこと、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認いただくものであります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

この規則改正は、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を、平成27年度の教育職給料表の改正と給与支給にあわせて、平成27年4月

にさかのぼって引き上げるため、改正するものであります。

教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額とは、総括教諭が教頭に昇任した際に、教頭の給与が総括教諭の給与を下回ることがないように、教頭の給料月額に加える額のことです。この改正によって、教頭昇任時の給与の逆転を防いでおります。

なお、この改正後の規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日にさかのぼって適用いたします。

以上で、議案第14号の説明を終えさせていただきます。

続きまして、議案第13号についてご説明いたします。

こちらの『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』については、本市教育職員の平成28年度の給与改定の実施に係る事務を教育長の臨時代理により執行し、3月1日に市議会に追加議案として提出いたしましたことを、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認をいただくものであります。

なお、こちらの議案は3月15日に教育福祉常任委員会の審議を終え、本日の本会議で採決されることになります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

まず、第1条及び第2条第1項についてであります。地方公務員法の改正及び教育職員の職務の級の分類の基準を定めることに伴い、所要の条文整備を行うものであります。

次に、第3条第2項についてであります。地方公務員法の改正に伴い、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表の定める職務の級に分類されるものとされたため、教育職給料表については、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容を、等級別基準職務表として定めるものであります。等級別基準職務表については、12ページの別表3をご参照いただければと思います。

次に、第3条の5第3項についてであります。本市一般職員の給与制度の総合的見直しを踏まえて、平成26年神奈川県人事委員会勧告に準じて、非常災害時における児童生徒の保護等の業務に対して、教育職員に支給する特殊勤務手当の日額最高限度額を6,400円から7,500円に増額するものであります。

次に、本則附則第4項についてであります。本市一般職員の給与制度の総合的見直しを踏まえて、3級から5級にある者に係る給料月額に関する特例の実施期間を、「当分の間」から「平成33年3月31日までの間」と改めるものであります。「給料月額に係る特例」とは、平成23年度から実施している教育職

給料表の3級である総括教諭の給料月額を0.35%、4級である教頭及び副校長、5級である校長の給料月額及び管理職手当を0.55%減額する措置のことであります。

最後に、「別表第1及び別表第2」についてであります。本市一般職員が平成26年人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直し導入を踏まえ、本市教育職員につきましても、平成27年神奈川県人事委員会勧告にあります教育職給料表の同一の額に改定するため、教育職給料表及び中学校任期付教育職給料表を改正するものであります。別表第1及び別表第2については、2ページから11ページをご覧ください。

次に、12ページをお開きください。改正附則第1項についてであります。この改正後の条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

最後に改正附則第2項から第5項についてであります。給料表の改定に伴い、改定前の給料月額を現給保障する経過措置期間を平成33年3月31日までの5年間とする旨を定めるものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終えさせていただきます。

それでは、報告事項(4)『横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則中に伴う教育長の臨時代理について』をご説明いたします。

「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案」については、市議会に議案として提出し、3月15日に教育福祉常任委員会の審議を終え、本日の本会議で採決されることになります。

こちらの議案が本会議で可決された際、教育長の臨時代理により、「教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則」を同条例の可決に伴って改正することを、先にご報告するものであります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

こちらの規則改正は、地方公務員法の改正により、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」中に教育職給料表に関する等級別基準職務表を設定し、職務級の分類基準を定めることに伴い、題名を改め、標準的職務基準表を削除するなどの所要の条文整理を行うものであります。

なお、この改正後の規則は平成28年4月1日から施行いたします。

最後になりますが、報告事項(5)『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』をご説明いたします。

「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案」については、市議会に議案として提出し、

3月15日に教育福祉常任委員会の審議を終え、本日の本会議で採決されることになります。こちらの議案が本会議で可決された際、教育長の臨時代理により、教育職員手当等支給規則を同条例の可決に伴って改正することを、先に報告するものであります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

まず、第5条第3項についてであります。災害時の生徒の保護、または緊急の防災等に支給される教員特殊業務手当を平成26年神奈川県人事委員会に準じて引き上げるものであります。

次に、第6条についてであります。教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を、平成28年度の教育職給料表の改正にあわせて引き上げるものであります。

さきにご説明いたしましたとおり、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額とは、総括教諭が教頭に昇任した際に、教頭の給与が総括教諭の給与を下回ることがないように、教頭の給料月額に加える額のことです。この改正によって、教頭昇任時の給与の逆転を防いでおります。

なお、この改正後の条例は平成28年4月1日から施行いたします。

また、市議会で議決をいただきましたら、次回の教育委員会で改めて承認議案として提出し、ご審議いただきたいと思います。

以上で説明を終えさせていただきます。

(小柳委員)

条例の何点かで、平成27年4月1日から遡及的に適用するというようなものがあるようですけれども、こういうように遡及的に適用ということは、よくあることなのでしょうか。

例えば、議案第12号の11ページの附則に、「この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する」というふうに記載されてあるのですが、通常は、施行され、それが少なくともしばらく公布があって、それから適用するとかというのが一般的で、遡及的に適用というのは、余りなじみがないかなと思うのですが。

むしろ、こういう給与等に関してはよくあること、時々あることなのですか。

(教育総務部長)

給与の関係については、例えば、今回のように増額する場合は、こういった遡及というのが、今までもあります。ただ、逆に減額するというのは不利益な扱いになりますので、それは遡及をしないという考え方が一般的かと思います。

(小柳委員)

そうすると、増額するにしても、普通は遡及しないのが普通だとすると、なぜ遡及になってしまったのかというところ、もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

(教職員課長)

本市の一般職員に係る労使交渉の給与改定の大筋を決定した後に、その大筋にのっとり形で、神奈川県教育職員に準じた改定を行うことにしております。

本市一般職員に係る労使交渉で、平成27年度は、平成27年人事院勧告に準じた引き上げ改定、平成28年度からは、平成26年の人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しを導入するということで規則改正をするということで、2月16日に労使交渉で妥結したという経緯が今回はございました。

(小柳委員)

ありがとうございます。とてもよくわかりました。

(三浦委員)

ちょっと細かいことですが。議案第13号の真ん中より下の第2条第1項中「「校長」を「市立高等学校及び市立幼稚園の校長」」となっているのですけれども、さっきのときはちゃんと幼稚園の園長でした。名称は校長のままではよろしいのでしょうか。

(青木委員)

そもそもの条文の第2条に、「この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭」と書いてございますので、その「校長」を、「校長」の部分のみを「市立高等学校及び市立幼稚園の校長」と改めさせていただきますので、その次の園長はそのまま残っておりますので、それでご理解いただければよろしいのかなというふうに思います。

(三浦委員)

わかりました。

(森武委員)

議案第13号の、今の上段の、1ページで言いますと、一番最後のところの「別表1及び別表2を次のように改める」ということで、表が全て掲載されているわけですが、恐らく今回の条例改正の中で、一番ここの部分というのが

改正の大きな部分だったのではないかなと思いますので、そのあたりについて
余り詳しくご説明いただかなかったので、この議案第12号を出してから13号で、
28年4月1日からこの別表1及び2を変える、概略で構いませんのでご説明い
ただけますでしょうか。

(教職員課長)

神奈川県の方が、給与制度の総合的見直しを平成27年度から導入いたしま
したが、本市につきましては、昨年の労使交渉の結果、これを導入しなかった
という経過がございます。

改正前には、本市職員の平成27年の給料表は、神奈川県の平成26年度教育職
給料表と同一の額の給料表でございました。

今回、平成27年4月にさかのぼり、平成27年神奈川県人事委員会勧告に準じ
た額で引き上げを決定ということになりましたので、平成27年度時点では、神
奈川県の教育職の給料表と異なる給料表ということになってしまいました。

平成28年度につきましては、現在市議会におきまして、教育職の給料表と同
一の額の給料表に引き下げ、改定することを、先ほど申しました2月16日の労
使交渉の結果において決めさせていただいているというふうになっていますが。

(森武委員)

私にご説明いただきたかったのは、平成28年から適用される給料表に移った
ときに、横須賀市で働かれている市立高等学校等の幼稚園の教員の方が、給料
が実際にどういうふうになるのかということあると思いますので、その辺の概
略をまとめてありますでしょうか。

(教職員課長)

平成28年度の改定に伴いまして、教育職、また中学校の任期付条件付、任期
付教育職の給与改定のほうは、改定率が約2.26%の引き下げということになり
ます。これは4月1日から実施するということになります。

(森武委員)

そうしますと、もともと恐らく国の給料の制度設計が変わるところから県に
来て、県から市に少しタイムラグはあるかもしれませんが下りてきた。
そういうことで基本的には本給を少し、特に年長者の本給を下げて、本市の場
合は恐らく地域手当が変わらないので、基本的には平成28年度からは給料表と
しては引き下げになる。さらに、ただ何年間かの経過措置で現給保障するとい
う、こういう制度改革だという理解でよろしいのでしょうか。

(教職員課長)

委員のおっしゃるとおりでございます。

討論なく、採決の結果、議案第12号、議案第13号、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『子どもと向き合う環境づくり推進事業について』

(教育政策担当課長)

それでは、子どもと向き合う環境づくり推進事業につきまして、検証会議報告書及び学校事務業務改善の各課の実施・検討状況について、それぞれご報告いたします。

まず、本事業について、これまでの取り組みの概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、お手元にお配りいたしました『子どもと向き合う環境づくり推進事業について（概要）』と記しております資料をご覧ください。

本事業では、平成23年度に、子どもと向き合う環境づくり検討委員会を設置し、学校の多忙化の現状や背景についての分析を踏まえ、教員が子どもと向き合う環境づくりに向けた方策の方向性について提言をいただきました。

平成24年度からは、その方策の方向性を具体化するために、学校教職員と教育委員会事務局の職員からなる組織を設置して、必要な事項などを検討してきました。

平成24年度には、校内マネジメントモデル推進委員会と学校事務業務改善推進委員会を、また、平成25年度には、人的支援運用改善検討会議と授業日数に関する検討会議を開催し、具体的な取り組み等について検討し、各課等での取り組みを進めてまいりました。

この取り組みを始めてから３年目を迎える今年度は、小中学校の校長、教頭の代表の方及び特別支援学校の校長、並びに教育委員会事務局職員で構成する子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議を開催し、これまで学校と教育委員会が取り組んできた内容について検証を行うとともに、今後の方策について検討してまいりました。

本日お手元にお配りしております、子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議報告書は、その内容を取りまとめたものでございます。

それでは、報告書の2ページをご覧ください。ここでは、子どもと向き合う環境づくり検討委員会より受けた提言を一覧にしております。表の左側には、「学校が取り組むこと」として9項目、表の右側には「市教育委員会が取り組むこと」の内容として12項目が記載されています。3ページから16ページにかけて、これまでの取り組みの検証結果として、それぞれの項目ごとに、これまでの取り組み状況と今後の改善に向けた方策を示しております。なお、学校と市教育委員会が連携して取り組んだものにつきましては、項目をまとめて記載してあります。

主な項目について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

(1)の学校の組織の在り方とその運営についてですが、平成24年度に策定された校内マネジメントモデルをもとに、各学校では、学校運営組織が確実に改善されており、また、そのことにより、職員会議の時間の短縮や効率的な意思決定の流れができてきております。

次に6ページをご覧ください。(3)教育課程の編成の工夫についてですが、平成25年度に授業日数検討会議において検討された「充実した教育活動の具体的実践とその取り組みに対する課題について」をもとに、授業日数を各校でふやしてきております。それにより、教育課程を見直し、さまざまな教育活動の充実が図られているところです。

一方で、これにより、教職員の休暇が取得しにくい状況となり、教職員の健康面やモチベーションの維持向上の面については課題となっております。

次に、9ページをご覧ください。(5)学校における人材育成についてですが、各学校がさまざまな研修を企画したり、市教育委員会としても、指導主事によるプロジェクトチームを立ち上げ、校内のOJTが促進されるように、その取り組みの参考となる冊子の作成を進めたりしております。

詳しくは後ほどご覧いただければと存じますが、最後に16ページをお開きください。

まとめといたしまして、これまで提言に基づいて、学校も市教育委員会も、それぞれが学校のよりよい教育環境を求めて取り組みを進めてきたことがうかがえました。そして、それぞれの取り組みは、確実に子どもと向き合う環境づくりを進めてきたと捉えております。

しかしながら、同時に学校現場には、まだ実感としてはそれが反映されているところには至っていないのだと、指摘もございました。

今後も、校長が学校の組織マネジメントをしやすくなるように、必要な予算措置や人的配置をするなど、学校と連携を図りながら施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校事務業務改善推進にかかわる平成27年度の教育委員会各課の進捗

状況について報告いたします。

A 3 横の学校事務業務改善推進委員会報告書に基づく平成27年度の実施・検討状況一覧をご覧ください。

この資料は、平成25年3月に作成された学校事務業務改善推進委員会報告書に基づいて、平成27年度に教育委員会各課等の実施・検討状況をまとめた一覧となっております。

こちらには、1－9、医療費の申請業務に関しまして、医療費にかかわるオンライン請求システムの導入について学校に働きかけた結果、平成28年1月現在の導入率が70.7%に上がっていること。また、1－11、非常勤・臨時職員の任用、出勤簿の管理に関しまして、関係する4課で調整した結果、平成28年4月から試行として出勤簿の管理方法を統一すること。また、1－12、入退学事務の簡素化に関して、平成27年10月から在学証明書・入学通知書のA 4化を実施したことなどが記載されております。詳しくは、後ほどご覧ください。

以上で、子どもと向き合う環境づくり推進事業についての報告を終わります。

(小柳委員)

すばらしい取り組みだと思います。

この1 ページ目の概要、28年度のことを、もしここに記載するとしたら、平成28年度は、こういった位置づけになるのですか。

(教育政策担当課長)

平成28年度の取り組みの予定といたしましては、学校業務全般の整理といたしまして、各学校で教員が行っている業務、事務職員が行っている業務がさまざまございますが、例えば同じ一つの業務をある学校では教員がやっていたり、ある学校では事務職員がやっていたりということが現状、起きております。

そういったことを一度整理いたしまして、できるだけこれを標準化していきたい。その形をモデルとしてお示ししていくことまでができればと考えております。

ただ、学校の規模や学校種、小学校なのか、中学校なのかといったことによっても、1 から10まで全てを標準化することは、やはり現状にそぐわない。かえって学校のほうに負担をかけてしまうということもあります。本来は、そこは学校長が校内にマネジメントして、適切な業務配分を行うべきところではあると思いますが、できるだけ教育委員会としても学校業務全体を整理する中で、一定のモデルをお示ししたい。そういうことの検討を平成28年度やっていきたいと考えています。

(小柳委員)

すばらしい取り組みだと思います。これを、どういうふうに「子どもに向き合う」ということにつなげるのか、ぜひご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(教育政策担当課長)

承知いたしました。

(三浦委員)

1つだけちょっと、このA3の長いものの上から3つ目、学校給食費に関する事務です。学校給食費の公会計化を、平成25年度のところで「今後も検討していきます」が、今回も「引き続き検討しています」とあるのですけれども、どの程度進んでいるのでしょうか。

(学校保健課長)

こちらにつきましては、まだ具体的に、例えば、いつの時点でこうできるとか、こういう形でやっていこうということが、まだ固まっていないような状況で、内部での検討を継続というような状況でございます。

報告事項（２）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(生涯学習課長)

報告事項の２、『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』のご説明をさせていただきます。

この改正は、国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会条例の制定に伴い、教育委員会事務局等事務分掌規則第22条第2号の表中に、附属機関となる「国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会」に関する項目を追加しようとするものでございます。

教育委員会事務局等事務分掌規則の改正につきましては、通常であれば議案として提出させていただくものでございますが、平成28年4月1日を施行予定日としております本件条例議案については、現在、市議会第1回定例会においてご審議をいただいている最中で、現時点ではご議決をいただいております。

4月1日からの事務を適正に執行するためには、市議会において本件条例議案が可決された後、速やかに規則を改正することが必要となります。しかしな

がら、本件条例議案が可決された後、教育委員会で規則改正をご審議いただく機会がございません。このため、教育長の臨時代理により改正を行いたいと考えておりまして、ここであらかじめそのご報告をさせていただくものでございます。

今後の日程と手続でございますが、本日、午後に開催予定の市議会本会議において、本件条例議案についてご議決をいただいた後、教育長の臨時代理により規則の改正を行い、その後、教育長の臨時代理による事務の承認につきましては、4月に開催予定の教育委員会定例会において議案として提出をさせていただき、ご審議をいただきたいと思いますと考えております。

以上で報告事項の2についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(質問なし)

報告事項(3) 『生涯学習センターの第68回優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)の受賞について』

(生涯学習課長)

報告事項(3)について、ご報告させていただきます。

生涯学習センターが優良公民館として、この3月3日に文部科学大臣より表彰されました。

優良公民館表彰とは、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法などに工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを文部科学大臣が表彰するもので、今後の公民館活動の充実・振興のために行われています。

この表彰は、昭和23年度から毎年実施されており、今年度はその第68回目に当たり、全国で77館が表彰され、神奈川県では、生涯学習センターのほか、厚木市、相模原市の公民館の計3館が表彰されました。

なお、公民館と同等の施設については、平成26年度から表彰の対象となり、横須賀市としては、公民館及び公民館と同等の施設を通じて、初めての受賞となっております。

以上でご報告をさせていただきます。

(質問なし)

報告事項（６）『学校給食の放射線量測定（提供食の事後測定）の終了について』

（学校保健課長）

では、報告事項の（６）『学校給食の放射線量測定（提供食の事後測定）の終了について』を説明いたします。

１、「測定の終了について」に記載のとおり、本市教育委員会では、学校給食の安全性を確認し、児童・生徒の健康管理に資するため、学校給食の放射線量測定を行ってまいりましたが、これまでの測定結果から、学校給食の安全性を確認できていると判断し、平成27年度をもって学校給食の放射線量測定を終了いたします。１の欄、（参考）には、国などの状況について記載をしております。

次に、２、「これまでの取り組み等について」です。平成23年10月から学校給食の放射線量測定を民間検査機関に委託して実施し、市のホームページで公表し、あわせて年に２回、保護者に結果を通知してまいりました。

当初は、学校給食で使用する食材の事前の測定と、実際に児童に提供した給食の事後測定を行っておりましたが、食材の事前測定につきましては、平成25年度末をもって終了し、平成26年度以降は提供食の事後測定のみを行ってまいりました。

３、「経費（平成27年度）」につきましては、予備費から充用しておりまして、平成27年度については、検査委託料として19万3,536円、消耗品として給食190食分で4万5,600円の計23万9,136円を支出する予定です。

なお、保護者、市民の皆様への周知につきましては、4月上旬に小学校全保護者にお知らせを配布し、あわせてホームページで公表する予定です。

今後も、学校給食に関する保護者のご心配の声やお問い合わせにも丁寧に対応していきたいと考えております。

以上で、『学校給食の放射線量測定（提供食の事後測定）の終了について』の説明を終わります。

（森武委員）

まずは、平成23年度後期ということで、かなり横須賀の中でも保護者のご心配が大きかった時期に比較的早く始められたということで、４年半ですか、事業を、教育委員会の学校保険課と学校にもいろいろご協力いただいでできたということに関して、まずは非常によかったということで、感謝したいと思います。

あと、「今後、保護者に対しても通知し」という話ありましたけれども、行っていた結果は、常にホームページで公表したと思いますので、この記録については、そのまま過去の分について引き続き公表されるのかなど、そのあたりについて予定があれば教えてください。

(学校保健課長)

今までの測定結果、ホームページに掲載してございますが、これについては、いつまでというのは決めていないのですけれども、当面、掲載した状態のままにしておきたいと考えています。

報告事項（７）『全国大会結果報告について』

(スポーツ課長)

報告事項（７）の全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の出場選手の結果についてご報告いたします。

資料にお示ししましたとおり、１月から２月にかけて、冬季種目の中学校・高等学校の全国大会が行われ、本市からは、市立横須賀総合高校１年生の杉本啓典選手が全国高等学校総合体育大会スキー競技に、市立池上中学校２年生の清水愛望選手が全国中学校体育大会スケート競技にそれぞれ出場いたしました。

杉本選手は、スラローム（回転）では出場166名中70位、ジャイアントスラローム（大回転）では出場170名中109位と健闘いたしました。

清水選手は、フィギュアスケート競技に出場し、出場93名中62位でした。

なお、横須賀市の中学生が、全国中学校体育大会のフィギュアスケート競技に出場したのは、36回続く大会の中で初めての快挙です。

以上で報告は終わります。

(質問なし)

報告事項（８）『平成27年度横須賀市スポーツ表彰式について』

(スポーツ課長)

報告事項（８）、２月13日土曜日に開催いたしました、平成27年度横須賀市スポーツ表彰式のご報告をさせていただきます。

今年度からは、今まで別々に行われていた体育功労者表彰とスポーツ栄光章

を、体育・スポーツにかかわる表彰として、名称をスポーツ表彰といたしまして、あわせて開催いたしました。

体育功労者表彰は、体育の普及振興に貢献された体育関係者及び社会体育団体に対して、体育功労者選考委員で選考された14名の方が表彰されました。

スポーツ栄光章は、国際大会等に出場し、顕著な成績をおさめたチーム及び個人を対象に、個人47名、団体18チームが受章されました。

また、スポーツ大賞は、オリンピック等において顕著な成績をおさめた個人、または団体に対して、該当者がいる場合、随時行っております。本年度は、FIFA女子ワールドカップカナダ2015において、日本代表の準優勝に貢献された本市ゆかりの大野忍選手と近賀ゆかり選手に受賞されました。当日は残念ながら、オリンピック最終選考の予選に向けた強化合宿のメンバーに選出されたため出席いただけませんでした。

表彰式は、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前9時から行いました。

ご来賓として、市議会議長、体育協会会長、教育委員、スポーツ推進審議会委員、県議会議員、市議会議員の皆様にもご出席いただきました。さらに、受章者本人のほか、チームの関係者、ご家族等約500名にお越しいただきました。

また、表彰式の後に特別講演をあわせまして行いました。元サッカー日本女子代表「なでしこジャパン」の矢野喬子氏を講師にお迎えいたしまして、演題は「ワールドカップ／オリンピックに出場して－なでしこジャパンから学ぶチームワーカー」と題しまして、ご自身の経験等について貴重なお話をいただきました。

スポーツ課からは以上でございます。

(荒川委員長)

質問ではないのですが、この表彰式の後に特別講演として、矢野喬子氏からお話をいただいたのですが、その休憩の間に、会場の方が大分少なくなってしまうと、本当に残念でした。せっかくのいい機会ですので、いろいろな事情があるのでしょうけれども、会場の方がなるべく残っていただけるような工夫を今後されたらいいのかなと思いましたので、意見を言わせていただきました。よろしくお願いいたします。

報告事項（９）『これからの図書館の在り方検討プロジェクトチーム報告書について』

(中央図書館長)

それでは、報告事項（９）『これからの図書館の在り方検討プロジェクトチーム報告書について』説明いたします。

これからの図書館の在り方検討プロジェクトチームにつきましては、昨年12月に行われました本定例会におきまして、途中経過について説明を申し上げたところでございます。本日は、このプロジェクトチームの報告書がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、資料の1につきましては、12月の定例会でも説明いたしました、昨年度、図書館職員内で検討を行いました「これからの図書館の在り方検討（報告書）」をもとにしまして、今年度、市役所内の全庁的な視点に立ちまして、図書館に関係する関係部署で横断的な共通認識を築きながら課題を洗い出すことを目的に、これからの図書館の在り方検討プロジェクトチームをメンバー14人で今年度検討を行いました。

2番のプロジェクトチームの会議の流れについては、ご覧のとおり全5回、会議を行ってございます。

このコンセプトの方向性ですが、3でお示したそれぞれのコンセプトに対するプロジェクトチームからの見解ということで、以下、5つご説明をいたしたいと思います。

それでは、（１）市立図書館としての基本サービスの充実につきましては、市立図書館の基本サービスは、バランスよく構築された蔵書、閲覧、貸し出し、レファレンスの充実であるというような意見。

また、市立図書館の開館日数をふやすこと。開館時間を延長することは、図書館資料等が市民に触れる機会をふやすために、最も有効な手段であるというような意見。

また、インターネット予約システムが構築され、図書館に来なくても蔵書を借りることができる本市の現状では、インターネット予約者数も来館者数と同様に評価するような発想の展開が必要ではないかというような多くの意見が出され、（１）の内容としてまとめさせていただきました。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。（２）地域の歴史・文化の魅力を提供できる情報拠点とするにつきましては、横須賀市の歴史・地理・文化等の郷土資料は、市の社会教育施設が連携して収集・保存に努めるべきであるというような意見。また、市が保有する郷土資料のデータベース化を図り、その問い合わせ窓口を一本化する必要があるというような意見。また、学校教育との連携では、データベース化した郷土資料を図書館ホームページからダウンロードできるようにし、教員や児童・生徒がいつでも活用できるような形に整えることが望ましいなどの意見をいただき、（２）の内容をまとめてごい

ます。

続きまして、（３）児童サービスの展開につきましては、児童サービスについては、第１に保護者への啓発を行い、生涯にわたる読書習慣を身につけさせるための環境づくりが最も重要であるというような意見。市立図書館４館だけではなく、各家庭に近いコミュニティーセンターを読み聞かせの拠点として検討することも必要であるというような意見。また、図書館やコミュニティーセンター図書室を保護者と子どもたちがゆっくりと過ごせる居場所として充実させる必要があるというような意見をいただき、（３）をまとめさせていただきました。

３ページをご覧ください。（４）役に立つ図書館の定着につきましては、市民に対して、さらに高い満足度を提供する図書館という視点が非常に重要であるというような意見。図書館に来館しないと得られないサービスを提供し、情報発信をしていくことが非常に重要であるという意見。また、図書館が行ってきた事業が市民に認知されていないのだとすれば、その原因については早急に分析すべきであるというような意見をいただき、（４）をまとめさせていただきました。

続きまして、（５）の人材・組織づくりにつきましては、職員の専門意識をさらに向上させ、質の高いサービスが提供できる人材づくりを推進する必要があるというような意見。図書館の運営形態については、直営方式と民間活力の導入の両面から検討と検証を進める必要があるというような意見。また、他都市で成果を上げている図書館運営ボランティアの組織について検討し、その可能性について探るべきであるというような意見が出され、（５）をまとめさせていただきました。

４ページをご覧ください。前年度まとめた報告書の中には入っていない項目ですけれども、（６）その他としてまとめさせていただきました。さまざまな社会教育施設の中でも、図書館が居場所としての役割を強く担っていること。また、年齢にかかわらず、開館から閉館まで長時間滞在することが可能な施設であること。そのことを踏まえた、これからの施策の展開が求められるというような意見が出されております。

最後に、これからの図書館の在り方ということで、資料の４ページにございます。これまで説明させていただきました基本コンセプトに対する見解を踏まえまして、プロジェクトチームの総括として４、「これからの図書館の在り方について」ということでまとめさせていただきました。

その中で、４の中段にございますところですが、ただいま申し上げた報告というのは、ソフトの部分の方向性ということで説明をさせていただきましたが、会議の中で、「中央図書館の移転・建てかえ及び児童図書館の建てかえについ

では、現在、施設配置適正化計画で検討されている」というくだり。この部分につきましては、「施設配置適正化計画に基づき検討を進め、利用者の利便性を考慮した立地で発展させることが望ましい」という意見も出されましたので、これからの図書館の在り方のまとめの中に入れさせていただきました。

プロジェクトチームの報告書は、以上でございます。

来年度、平成28年度につきましては、そのプロジェクトチーム報告書を踏まえ、具体的な施策につなげることができるように、図書館として検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(小柳委員)

本当によくまとまった報告書で、方向性も見えてきますし、今までの取り組みもすばらしいものがあると思います。

建物などの問題は、最後に書いていらっしゃるところで、いろいろ難しい問題があると思いますけれども、ぜひともやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(森武委員)

まず1点は、今でも図書館のほうは非常にいろいろ精力的にやられていて、報告書にも入っていますとおり、さまざまな場所での貸し出しとか、あるいは、ここにははっきり書いていないですけれども、例えば、自宅でも宅配で届けてもらうサービス等、積極的に展開されていると思っており、私は非常にいいことだと思っています。

それで、例えば、(3)の「子どもの読書の楽しさを知ってもらい」とか、あと、学校で地域の資料を使いたいと、学校との連携というのは掲げられていますので、今後なお一層、例えば、学校の図書室も充実させるという話も一方でございますので、そこに例えば、非常勤の職員が配置されているときに、そこを介して、例えば子どもたちがインターネットで予約して、学校で図書館の本を借りられるなど、そういう新たな展開していく、多分、既にパーツはそれぞれそろっていると思うので、あとはこれをいかに結びつけていくかで、貸し出し冊数は増やすということは可能だと思うので、そこは引き続きやっていただければと思うのが1点です。

あと、もう1点ですが、3ページの(5)のところに、「継続的に提供するための人材・組織づくりを推進する」ということで、人材づくりということで、非常に意義があると思っていますので、この策のところで、一方で「直営方式と民間委託・指定管理等を含めた民間活力の導入の両面から、さまざま

な情報を収集し、検討する」ということが書かれているのですけれども、もらう検討というのは、必ずしも一致しない点だと思うのですけれども、そのあたりというのは、この報告書を議論される中で、どういうご議論があって、こういう表記になったかというところ、簡単に構いませんので教えていただけますでしょうか。

（中央図書館長）

人材育成なのですけれども、現在、市立図書館4館、正規職員が28名おりまして、そのうち司書の資格を有している者が12名おります。だんだん司書も高齢化をしていきまして、技術を若い人にどんどん伝えていかなければならないのですが、なかなか新しい司書さんというのは入らないものですから、今ある技術を伝承していくというような形で研修を進めたいと考えております。

また、直営と指定管理についてですけれども、以前、図書館でも指定管理方式が話題になりましたときに調査をしたことがございます。昨今、県内では海老名市の図書館等、話題になっておりますけれども、指定管理が増えております。来年度は、もう1つ指定管理で図書館が運営されるということを聞いておりますので、また状況が変わってきましたので、その辺の指定管理のほうも含めた調査も、また進めていきたいと考えています。

（森武委員）

そうしますと、基本的には、今直営でやられているわけなので、その人材をさらによりよいものにすることを第1点に掲げながら、今年も状況も調査を行うという、そういう意味で、ここに書かれている、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

（中央図書館長）

はい。

報告事項（10）『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』

（中央図書館長）

それでは、報告事項（10）番『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』説明いたします。

恐れ入りますが報告書をご覧くださいと思います。

まず1点目の調査の目的ですが、表記のとおりです。第2次横須賀市子ども

読書推進計画の進捗状況を把握するために実施をしております。

次に、調査の概要ですが、表記のとおりですが、調査内容につきましては、昨年度から調査対象を増やしまして、市立の小学校の4年生、5年生、6年生の各学年の1クラス。市立中学校の各学年の1クラスということで、全校を対象に調査を行いました。前年度と同じ調査対象となっております。

調査期間につきましては、昨年12月1日から17日の間に調査を実施しました。

調査の基準としましては、昨年11月の1カ月でございます。

それでは、恐れ入りますが、資料の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

調査結果の概要でございます。

問1の「11月の1カ月の間に、本を何冊ぐらい読んだか」の設問につきましては、小学校児童の平均読書冊数、今回は6.5冊、前回は6.4冊でございます。中学校生徒の平均読書冊数は、今回は2.5冊、前回は2.9冊でございます。読んだ本の冊数でございますが、小学校児童は前回よりも0.1冊ほどふえております。中学校生徒の冊数のほうは前回よりも0.4冊減っております。

次に、小学校児童の本を1冊も読まなかった割合、今回は10.2%、前回は10.4%で、若干1冊も読まなかった児童の数は減っているというような数字が出ております。また、中学校生徒も同じように本を1冊も読まなかった割合というのは、今回は43.8%、前回は39.0%ですので、数字的にはふえております。

問2です。「本を読むのが好きか」の設問につきましては、小学校児童の「とても好き」、「好き」の割合は、合わせますと全体の82.7%、前回は81.8%ですので、これもふえております。中学校生徒につきましては、同じ設問では、今回は71.6%、前回は75.9%ですので、本を読むのが好きな生徒が減っているというのが数字的に出ております。

また、問1と問2に対するクロス集計ですけれども、本を読むことが好きか嫌いかの別による読書冊数の比較というところになりますと、小学校児童は、本を読むのが好きな児童は本をより読むようになり、本を読むのが嫌いな生徒は、またより読まなくなるというような傾向が出ております。

中学校生徒につきましては、本を読むのが好きな生徒については、前回より読まなくなっております。

本を読むのが嫌いな生徒についても同様でございます。本を読むのが大嫌いな生徒については、冊数が上昇しているように思いますが、数人の生徒が若干、多目の冊数を回答しておりますので、ちょっと数字が上がっているものが原因かと思います。

それでは、問3、資料の4ページでございます。「授業以外で学校図書館を利用したことがありますか」の問いですが、小学校児童につきましては、「毎

日利用する」、「時々利用する」の合わせた割合は、全体で51.9%。前回は51.8%ですので、数値的には横ばいですが、図書館コーディネーター、図書館司書の派遣校では、今回63.6%。前回のデータが出ておりませんが、63.6%と平均の数字よりもかなり高い数字を示しております。中学校の生徒につきましては、「毎日利用する」、「時々利用する」の合わせた割合は、今回20.6%、前回は22%ですので、前回の比率よりも減少しております。

続きまして、学校図書館コーディネーター派遣校の27年度の状況としまして、派遣校と派遣がない学校を比較すると、ご覧のとおり、全てにおいて派遣校がよい数字を示しております。

以上の結果より、第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値と比較いたしますと、ご覧のとおりとなっております。

最後に、5ページの部分ですが、調査の分析としまして、1、前年度に引き続き今年度も市立小中学校全69校を調査しました。前年度比較においては、大きな改善が見られませんが、小学校は第2次子ども読書活動推進計画の目標値に近づいており、取り組みの成果が少しずつあらわれております。

2、学校図書館コーディネーター、学校司書を派遣した小学校の派遣校12校は、全ての調査結果について、よい傾向が見られます。

3、小学校では、特に「授業以外で学校図書館を利用する」児童の割合が、学校図書館コーディネーターを派遣している学校のほうが高く、学校図書館に人がいることの効果が高いことがわかります。

最後に、中学校では、昨年度よりさらに状況が悪化しており、中学生の状況を踏まえた取り組みを検討する必要があると考えます。

以上で、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果についての説明を終わらせていただきます。

(小柳委員)

このアンケートについては、用紙を見せていただきますと、例えば、嫌いな理由というのが聞かれていないのですが、やはり対策を練るためには、その理由をお聞きするのがよろしいのかなと思うのですが。それはご検討いただくとして、中央図書館長として、嫌いな理由は何だと今お考えでしょうか。本が大嫌いとかいう子がいるというのは、ちょっとショックなのですが。

(中央図書館長)

特に中学生の数字的には、目に見えてだんだん落ちてきているのですけれども、確かに今は、これは子どもに限ったことではないかと思うのですけれども、いわゆる調べごとをスマホ等の機器で済ませてしまう。また、読書以外にも、

生徒さんの楽しみがあるのかもしれない。そういう環境が原因かもしれません。

ただ、市立図書館としても、いわゆるBCGの接種のときからのブックスタートから始まって、幼稚園、保育園、小学校、中学校とブックリストを各学校を通して配布をさせていただいて、読書の楽しさと、読書のきっかけづくりの事業を展開しています。やはり大きな原因は、今の社会の環境なのではないかと考えています。

(小柳委員)

いろいろ事情はあると思うのですが、全国との数値がかけ離れているところがちょっと気になりますので、ぜひご努力いただければと思います。よろしくお願いします。

(三浦委員)

全く同意見でして、目標値がない。目標値は設定のときに、確か言ったと思うのですが、前年度と横並びぐらいの目標値ではなくて、やはり少なくとも全国平均ぐらいの目標値にして、そこにどんと大改革をして、何かそこにいくような形にしないといかないのではないかなと思うのですけれども。

ぜひ、全国試験、テストの成績も余りよくないというときに、やはりたくさん本を読んでいるところのほうが成績いいということが出ていました。

ですから、やはり日ごろから本に親しむような環境をつくって、少ないのはどうして少ないのかというところを分析していただいて、アンケートも大事ですし、それから司書がいるところがよくて、司書がいないところは相変わらず低いとか、そういうことわかっていたら、そこに対して何か手だてを考えるとかいうようなことを、図書館だけではないのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

(教育指導課長)

今、学校のことについてご質問いただきまして、確かに委員おっしゃられるように、中学校の子どもたちの読書量が減っているということについては、こちらもゆゆしき事態だとは思っております。

ただ、今、中学校の子どもたちの生活実態の中で、やはりそういう時間がとれていないことも事実あります。ですが、だからといっていいというものではありませんので、各学校の取り組みの中では、朝読書の時間等をつくって、10分間読書等に取り組んでいる学校が約3分の2ぐらいございます。

もう1つは、やはり小さいころから読書に親しむ習慣をつけていくことが非常に大事だと思っております。

今、お話しありましたように、学校司書を派遣した学校につきましては、非常にいい結果が出ているということで、平成28年度から全校の、全部の小学校に学校司書配置をすることができるようになるということで、今。今回の議決、きょういただければ、そのままなるわけですが、そういう形で、まず小学生から読書の習慣をつけて、そして全員が、そういう子どもたちが中学校に上がっていくという状況をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

(森武委員)

今のお話ですけれども、まさに今、教育指導課長がおっしゃったとおり、全国との平均とかを見ていると、先ほど目標との差などの話もありましたけれども、中学校が下がっているという言い方をされていますけれども、実際見ますと、全国でも小学校と中学校の割合というのは、かなり中学校のほうが下がりますので、やはり横須賀でも小学校の値、この目標に達しているのかもしれませんが、ここを大きく上げないと、やはり中学校が目標、あるいは全国に近づかないということだと思いますので、まさに来年度、取り組みが始まるということですので、ぜひそういうのを積極的に生かして、まずは、小学校のころから親しみを持って増やしていくという形で、ぜひやっていただければと思います。よろしくお願いします。

報告事項 (11) 『市立幼稚園の廃園に係る状況の変化について』

(教育指導課長)

報告事項 (11) 『市立幼稚園の廃園に係る状況の変化について』 ご説明をさせていただきます。

1 番、これまでの状況でございますが、市立幼稚園の廃園時期につきましては、当初、平成29年度末とする方向で検討を進めてまいりましたが、市議会や保護者の方々の説明会において、こども育成部で整備を計画しております（仮称）中央こども園の開設時期と合わすべきとのご意見、また、私立幼稚園での3年保育を考えた場合の時間的余裕がないなどのご意見をいただいた中で、平成27年8月のこの教育委員会定例会において平成30年度末で廃園にすることで議決をいただきました。

ただ、2 番としまして、状況の変化が起こってまいりました。

まず1つ目は、（仮称）中央こども園の開設が遅れるということで、31年4月の開園を予定していました中央こども園ですが、平成27年度中の用地取得が

できず、28年度第1回市議会定例会の補正予算審議において、こども育成部から開園が最低でも1年遅れる旨の説明がありました。

これを受けまして、諏訪幼稚園の保護者等への説明会の開催は、保護者代表の方に中央こども園の開園が遅れる状況を説明し、ご理解の上、延期をさせていただいております。

また、2番としまして、廃止の撤回等を求める請願と署名の提出ということで、平成28年2月12日に、大楠幼稚園の関係者の方から廃止の撤回等を求める請願と6,983件の署名が提出されました。

このことにつきましても、保護者等への説明会の開催につきましても、教育委員会での請願の審議が終わった後に開催することをご理解をいただき、延期させていただいております。

今後の方針といたしましては、教育委員会事務局といたしまして、状況の変化を踏まえて、廃園をおくらせることを含め、改めて検討することが必要であるとの認識を持っております。

今後は、こども育成部の状況を速やかに共有し、教育委員の皆様にご諮りながら、事務の進め方を決めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

(森武委員)

何点かお伺いしたいのですが、まずは、この状況の変化ということで、1番、2番書かれていますので、1番のほうからお聞きしたときに、中央こども園の開園の遅れというのが、もう1年が決まっているということで、それに基づいていろいろ検討は必要だというご説明いただきましたけれども、例えば、中央こども園に限って話をした場合に、遅れるのが、実際最低1年という、この最低1年が1年なのか、あるいはそれ以上なのかとかいうのが、もう少し具体的になってくる時期とか、そのあたりについてご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

このこども育成部の議会での説明では、用地取得に係る国との交渉を進めた上で、28年の第2回市議会定例会で、その状況を報告するというふうに聞いております。その時点で、また新たな時期等がわかってくるというふうに考えております。

(森武委員)

そうしますと、そちらのほうはまだ数カ月先にならないと予定が立たないということですか。

(教育指導課長)

はい。

(森武委員)

そのときに諏訪幼稚園に関しては、中央こども園との関係もあり、いろいろ廃園の時期も決めたという経緯があったと思うのですが、一方で、大楠幼稚園、請願とあと署名が出されたので、大楠幼稚園についての状況というのは、どのような感じでしょうか。

(教育指導課長)

大楠幼稚園での説明会等開かせていただいている中では、やはり多くの保護者の方から廃園を取りやめてほしい。また、その地域の状況の部分も含めて、さまざまな意見を頂戴しております。

また、今回、このような状況の変化がございましたので、今年度中に予定していました説明会につきましても、保護者代表の方に状況を説明させていただきまして、ご理解をいただいて延期いたしました。その際に、今後の説明会という形式だけではなく、ご意見、ご要望を伺ったりするような場を設けていきたいということで、お話をさせていただいているところでございます。

(森武委員)

そうしますと、諏訪幼稚園のほうは中央こども園の時期の問題、一方大楠幼稚園のほうは、今からのご意見を伺ったりという話を含めて、もし廃園を遅らせる等の検討ある場合は、それを含めて決めていく。そういう理解でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

委員おっしゃるとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第４は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成28年３月25日（金） 午前11時30分

横須賀市教育委員会

委員長 荒 川 由美子